

本資料のうち、枠囲みの内容は
他社の機密事項を含む可能性が
あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-01-0035_改1
提出年月日	2021年3月18日

基本設計方針に関する説明資料

【第14条 安全設備】

- ・先行審査プラントの記載との比較表

- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

- ・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2021年3月

東北電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（原子炉本体の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>2. 原子炉圧力容器 2.1 原子炉圧力容器本体</p> <p>中性子照射脆化の影響を受ける原子炉圧力容器にあっては、日本電気協会「原子力発電所用機器に対する破壊靭性の確認試験方法」(J E A C 4 2 0 6)に基づき、適切な破壊じん性を有する設計とする。 【14条19】</p>	<p>差異無し</p> <p><柏崎刈羽7号との比較> 記載方針の相違 (女川2号は17条第1項第一号ハの要求として整理している。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表
(原子炉冷却系統施設（共通）の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>5. 設備に対する要求</p> <p>5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.2 多様性、位置的分散等</p> <p>(1) 多重性又は多様性及び独立性</p> <p>設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」は、当該系統を構成する機器に「(2) 単一故障」にて記載する单一故障が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できるよう、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を備える設計とする。</p> <p>【14条1】</p> <p>(2) 単一故障</p> <p>安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の单一故障、長期間では動的機器の单一故障若しくは想定される静的機器の单一故障のいずれかが生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計とする。</p> <p>【14条2】</p> <p>短期間と長期間の境界は24時間とする。</p> <p>【14条3】</p> <p>ただし、非常用ガス処理系の配管の一部及び非常用ガス処理系フィルタ装置、中央制御室換気空調系のダクトの一部及び中央制御室再循環フィルタ装置並びに残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）のドライウェルスプレイ管及びサプレッションチャンバスプレイ管については、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器であるが、単一設計とするため、個別に設計を行う。</p> <p>【14条4】</p>	<p>表現の相違</p> <p>設計の差異 (单一故障を想定する設備の相違。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表
(原子炉冷却系統施設（共通）の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>5.1.5 環境条件等</p> <p>安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、屋外の天候による影響（凍結及び降水）、海水を通水する系統への影響、電磁的障害、周辺機器等からの悪影響及び原子炉冷却材の性状を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【14条12】</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重</p> <p>安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【14条13】</p> <p>原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は、設計基準事故等及び重大事故等時に想定される圧力、温度等に対して、格納容器スプレイ水による影響を考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【14条25】</p> <p>【54条74】</p> <p>安全施設及び重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</p> <p>【14条26】</p> <p>【54条75】</p>	表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

**先行審査プラントの記載との比較表
 (原子炉冷却系統施設（共通）の基本設計方針)**

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(2) 海水を通水する系統への影響</p> <p>海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する設計とする。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p> <p>【14条14】</p> <p>【54条76】</p>	表現の相違
		<p>(3) 電磁的障害</p> <p>電磁的障害に対しては、安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</p> <p>【14条15】</p>	表現の相違
		<p>(4) 周辺機器等からの悪影響</p> <p>安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p>【14条16】</p>	
		<p>(5) 設置場所における放射線の影響</p> <p>安全施設の設置場所は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>【14条17】</p>	
		<p>(6) 原子炉冷却材の性状</p> <p>原子炉冷却材を内包する安全施設は、水質管理基準</p>	表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表
(原子炉冷却系統施設（共通）の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>を定めて水質を管理することにより異物の発生を防止する設計とする。</p> <p>安全施設及び重大事故等対処設備は、系統外部から異物が流入する可能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、その機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>【14条18】</p> <p>【54条86】</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表
(原子炉冷却系統施設（共通）の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>5.2 材料及び構造等 5.2.1 材料について (2) 破壊じん性 原子炉圧力容器については、原子炉圧力容器の脆性破壊を防止するため、中性子照射脆化の影響を考慮した最低試験温度を確認し、適切な破壊じん性を維持できるよう、原子炉冷却材温度及び圧力の制限範囲を設定することを保安規定に定めて管理する。 【14条20】</p>	差異無し

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（計測制御系統施設の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>5. 制御用空気設備</p> <p>5.1 計装用圧縮空気系</p> <p>発電用原子炉の運転に必要な圧縮空気を供給する制御用空気設備として、計装用圧縮空気系を設ける。</p> <p>【14条21】</p> <p>計装用圧縮空気系は、計装用圧縮空気系空気圧縮機、計装用圧縮空気系空気貯槽、除湿装置等で構成し、空気作動の弁、流量制御器等に圧縮空気を供給する設計とする。</p> <p>【14条22】</p> <p>計装用圧縮空気系空気圧縮機が故障した場合でも、所内用圧縮空気系空気圧縮機によって、計装用圧縮空気系に圧縮空気を供給できる設計とする。</p> <p>【14条23】</p> <p>所内用圧縮空気系は、所内用圧縮空気系空気圧縮機、所内用圧縮空気系空気貯槽等で構成し、空気貯槽を経て各負荷先へ圧縮空気を供給できる設計とする。</p> <p>【14条24】</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>（設置許可本文記載事項である計測用圧縮空気系の設計方針について記載している。以下、本系統について同じ。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（放射線管理施設の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.2 換気設備 2.2.1 中央制御室換気空調系 重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする中央制御室換気空調系のダクトの一部及び中央制御室再循環フィルタ装置については、当該設備に要求される原子炉制御室非常用換気空調機能が喪失する单一故障のうち、想定される最も過酷な条件として、ダクトの全周破断及び中央制御室再循環フィルタ装置の閉塞を想定しても、单一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよう、安全上支障のない期間に单一故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その单一故障を仮定しない。</p> <p>【14条7】</p> <p>想定される单一故障の発生に伴う中央制御室の運転員の被ばく量は保守的に单一故障を除去又は修復ができない場合で評価し、緊急作業時に係る線量限度を下回ることを確認する。</p> <p>また、单一故障の除去又は修復のための作業期間として想定する3日間を考慮し、修復作業に係る従事者の被ばく線量は緊急時作業に係る線量限度に照らしても十分小さくする設計とする。</p> <p>【14条8】</p> <p>単一設計とする箇所の設計に当たっては、想定される单一故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。</p> <p>【14条9】</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違 設計の差異 (单一故障を想定する設備の相違。)</p> <p>設計の差異 (想定する作業期間の相違。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（原子炉格納施設の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3. 圧力低減設備その他の安全設備 3.2 原子炉格納容器安全設備 3.2.1 原子炉格納容器スプレイ冷却系</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）のドライウェルスプレイ管及びサプレッションチェンバススプレイ管については、想定される最も過酷な单一故障の条件として、配管1箇所の全周破断を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。</p> <p>【14条10】</p> <p>ここで、单一故障時には、残留熱除去系1系統による格納容器スプレイ冷却モードは、スプレイ効果に期待できない状態となり、スプレイ液滴による除熱を考慮しないこと及び冷却水が破断箇所から落下してサプレッションチェンバのプール水に移行することを想定する。このような場合においても、他の残留熱除去系1系統をサプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</p> <p>【14条11】</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>モード名称の相違 設計の差異 （单一設計箇所の相違。女川2号はドライウェルスプレイ管、サプレッションチェンバススプレイ管の両方が単一設計となっている。）</p> <p>設計の差異 （单一故障時の残留熱除去系運転体制の相違。）</p> <p>モード名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（原子炉格納施設の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備</p> <p>3.3.1 非常用ガス処理系</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする非常用ガス処理系の配管の一部及び非常用ガス処理系フィルタ装置については、当該設備に要求される原子炉格納容器内又は放射性物質が原子炉格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が喪失する单一故障のうち、想定される最も過酷な条件として、配管の全周破断及び非常用ガス処理系フィルタ装置の閉塞を想定しても、单一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよう、安全上支障のない期間に单一故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その单一故障を仮定しない。</p> <p>【14条5】</p> <p>想定される单一故障の発生に伴う周辺公衆に対する放射線被ばくは、保守的に单一故障を除去又は修復ができない場合で評価し、安全評価指針に示された設計基準事故時の判断基準を下回ることを確認する。</p> <p>また、单一故障の除去又は修復のための作業期間として想定する3日間を考慮し、修復作業に係る従事者の被ばく線量は緊急時作業に係る線量限度に照らしても十分小さくする設計とする。</p> <p>【14条6】</p> <p>単一設計とする箇所の設計に当たっては、想定される单一故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。</p> <p>【14条9】</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設計の差異</p> <p>（单一故障を想定する設備の相違。）</p> <p>表現の相違</p> <p>設計の差異</p> <p>（設備、配管等の相違による修復時間の相違。）</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第14条 安全設備】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■ ：前回提出時からの変更箇所
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(安全設備)	<p>第十四条 第二条第二項第九号ハ及びホに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の单一故障（設置許可基準規則第十二条第二項に規定する单一故障をいう。以下同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するよう、施設しなければならない。</p> <p>①②④⑤⑥⑦⑧</p> <p>【14条1】</p> <p>(单一故障) 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の单一故障、長期間では動的機器の单一故障若しくは想定される静的機器の单一故障のいずれかが生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計とする。</p>	<p>設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」は、当該系統を構成する機器に「(2) 単一故障」にて記載する单一故障が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できるよう、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を備える設計とする。</p> <p>①a②b 【14条1】</p> <p>(单一故障) 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の单一故障、長期間では動的機器の单一故障若しくは想定される静的機器の单一故障のいずれかが生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計とする。</p>	<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的设计のものとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (g) 安全施設 (g-1) 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とする。①a このうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する系統は、②a 原則、多重性又は多様性及び独立性を備える設計とする。①b 当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の单一故障、長期間では動的機器の单一故障若しくは想定される静的機器の单一故障のいずれかが生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計とする。① (①a②b②a②b 重複)</p> <p>1.1.1.7 多重性又は多様性及び独立性 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とする。このうち、重要度が特に高い安全機能を有する系統は、原則、多重性又は多様性及び独立性を備える設計とするとともに、当該系統を構成する機器の单一故障が生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計とする。</p> <p>1.1.1.8 単一故障 (1) 設計方針 安全施設のうち、重要度が特に高い安全機能を有する系統は、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の单一故障が生じた場合、長期間では動的機器の单一故障若しくは想定される静的機器の单一故障のいずれかが生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計とする。</p>	<p>1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.7 多重性又は多様性及び独立性 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とする。このうち、重要度が特に高い安全機能を有する系統は、原則、多重性又は多様性及び独立性を備える設計とするとともに、当該系統を構成する機器の单一故障が生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計とする。</p> <p>1.1.1.8 単一故障 (1) 設計方針 安全施設のうち、重要度が特に高い安全機能を有する系統は、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の单一故障が生じた場合、長期間では動的機器の单一故障若しくは想定される静的機器の单一故障のいずれかが生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計とする。</p>	<p>基準要求への適合性を明確化 (設置許可基準第12条における要求事項を記載した)</p>	<p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.1.2 多様性、位置の分散等</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第14条 安全設備】

赤色	様式-6 に関する記載 (付番及び下線)
青色	設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色	設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色	技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色	基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
【〇〇条〇〇】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）	
	■ : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>【解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「単一故障」は、短期間では動的機器の单一故障を、長期間では動的機器の单一故障又は静的機器の想定される单一故障のいずれかをいう。ここで、短期間と長期間の境界は24時間を中心とした場合、例えば、PWRの非常用炉心冷却系及び格納容器熱除去系の注入モードから再循環モードへの切り替え等のように、運転モードの切り替えを行う場合は、その時点を短期間と長期間の境界とする。^③</p>	【14条2】	<p>②a②b 【14条2】</p> <p>短期間と長期間の境界は24時間とする。</p> <p>③ 【14条3】</p> <p>ただし、非常用ガス処理系の配管の一部及び非常用ガス処理系フィルタ装置、中央制御室換気空調系のダクトの一部及び中央制御室再循環フィルタ装置並びに残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）のドライウェルスプレイ管及びサプレッションチャンバースプレイ管については、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器であるが、单一設計とするため、個別に設計を行う。</p> <p>④ 【14条4】</p>		<p>なお、重要度が特に高い安全機能を有する系統のうち、長期間にわたって安全機能が要求される静的機器を单一設計とする場合には、单一故障が安全上支障のない期間に確実に除去又は修復できる設計、他の系統を用いてその機能を代替できる設計又は单一故障を仮定しても安全機能を達成できる設計とする。</p> <p>①(⑤a⑤b⑥a⑥c⑥d重複) (2)手順等</p> <p>非常用ガス処理系の配管の一部及びフィルタ装置並びに中央制御室換気空調系のダクトの一部及び再循環フィルタ装置に要求される機能を維持するため、保全計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>②</p> <p>第十二条 安全施設 適合のための設計方針 第1項について</p> <p>安全施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たす安全機能の性質に応じて分類し、十分高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とする。^③</p> <p>第2項について</p>	<p>②a②b 引用元：P1</p> <p>基準要求への適合性を明確化 追加要求事項に伴う差異</p> <p>基準要求への適合性を明確化 追加要求事項に伴う差異</p>	<p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.1.2 多様性、位置的分散等</p> <p>同上</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第14条 安全設備】

赤色	様式-6 に関する記載 (付番及び下線)
青色	設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色	設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色	技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色	基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
■ 前回提出時からの変更箇所	

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>重要度が特に高い安全機能を有する系統については、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮し、原則として多重性のある独立した系列又は多様性のある独立した系列を設け、想定される動的機器の单一故障又は長期間の使用が想定される静的機器の单一故障を仮定しても所定の安全機能が達成できる設計とする。④(①b②a②b重複) また、その系統を構成する機器の单一故障の仮定に加え、外部電源が利用できない場合においても、系統の安全機能が達成できるよう、非常用所内電源として非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）3系統を設ける。④</p> <p>また、<u>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、单一設計とする非常用ガス処理系の配管の一部及び非常用ガス処理系フィルタ装置については、当該設備に要求される原子炉格納容器内又は放射性物質が原子炉格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が喪失</u></p>	<p><u>設備記載の適正化</u> (機器名称を工認要目表名称とした) 追加要求事項に伴う差異</p>	<p>原子炉格納施設 3.3.1 非常用ガス処理系</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第14条 安全設備】

赤色	様式-6 に関する記載 (付番及び下線)
青色	設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色	設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色	技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色	基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
【〇〇条〇〇】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>	
・様式-1への展開表 (補足説明資料)	
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)	
■ ■ ■ : 前回提出時からの変更箇所	

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>する单一故障のうち、想定される最も過酷な条件として、配管の全周破断及び非常用ガス処理系フィルタ装置の閉塞を想定しても、单一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよう、安全上支障のない期間に单一故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その单一故障を仮定しない。</p> <p>⑤a 【14条5】</p> <p>想定される单一故障の発生に伴う周辺公衆に対する放射線被ばくは、保守的に单一故障を除去又は修復ができない場合で評価し、安全評価指針に示された設計基準事故時の判断基準を下回ることを確認する。</p> <p>また、单一故障の除去又は修復のための作業期間として想定する3日間を考慮し、修復作業に係る従事者の被ばく線量は緊急時作業に係る線量限度に照らしても十分小さくする設計とする。</p> <p>⑥a⑥b⑥c 【14条6】</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、</p>	<p>周辺公衆及び運転員の被ばく、当該单一故障の除去又は修復のためのアクセス性、補修作業性並びに当該作業期間における従事者の被ばくを考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系の配管の一部及びフィルタ装置 ・中央制御室換気空調系のダクトの一部及び再循環フィルタ装置 <p>①(⑤a⑤b⑥a⑥c⑥d⑦重複)</p>	<p>れ出た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能及び原子炉制御室非常用換気空調機能が喪失する单一故障のうち、想定される最も過酷な条件として、配管及びダクトについては全周破断、フィルタ装置及び再循環フィルタ装置について閉塞を想定しても、单一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよう、安全上支障のない期間に单一故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その单一故障を仮定しない。⑤a⑤b 設計に当たっては、想定される单一故障の発生に伴う⑥a 周辺公衆及び運転員の被ばく、当該单一故障の除去又は修復のためのアクセス性、補修作業性⑦ 並びに当該作業期間として想定する3日間における従事者の被ばくを考慮し、周辺公衆の被ばく線量が設計基準事故時の判断基準である実効線量を下回ること、運転員の被ばく線量が緊急時作業に係る線量限度を下回ること⑥d 及び従事者の被ばく線量が緊急時作業に係る線量限度に照らしても十分小さく修復作業が実施可能であることを満足するものとする。⑥c</p>	<p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に伴う差異</p>	<p>原子炉格納施設 3.3.1 非常用ガス処理系</p> <p>⑥b 引用元：P5</p> <p>設備記載の適正化 (設備名称を工認要目表名)</p>	<p>放射線管理施設 2.2.1 中央制御室換気空</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第14条 安全設備】

様式－7

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■ ：前回提出時からの変更箇所
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする中央制御室換気空調系のダクトの一部及び中央制御室再循環フィルタ装置については、当該設備に要求される原子炉制御室非常用換気空調機能が喪失する单一故障のうち、想定される最も過酷な条件として、ダクトの全周破断及び中央制御室再循環フィルタ装置の閉塞を想定しても、単一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよう、安全上支障のない期間に单一故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その单一故障を仮定しない。</p> <p>⑤b 【14条7】</p> <p>想定される单一故障の発生に伴う中央制御室の運転員の被ばく量は保守的に单一故障を除去又は修復ができない場合で評価し、緊急作業時に係る線量限度を下回ることを確認する。</p> <p>また、单一故障の除去又は修復のための作業期間として想定する3日間を考慮し、修復作業に係る従事者の被ばく線量は緊急時作業に係る線量限度に照らして</p>			<p>なお、<u>单一故障を除去又は修復ができない場合</u>であっても、<u>周辺公衆に対する放射線被ばくが、安全評価指針に示された設計基準事故時の判断基準を下回ることを確認する。</u>⑥b</p>	<p>称とした) 追加要求事項に伴う差異</p> <p>設備設計の明確化 追加要求事項に伴う差異</p>	<p>調系</p> <p>⑤b 引用元：P4</p> <p>放射線管理施設 2.2.1 中央制御室換気空調系</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第14条 安全設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■ ：前回提出時からの変更箇所
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>も十分小さくする設計とする。 ⑥a⑥c⑥d 【14条 8】</p> <p>单一設計とする箇所の設計に当たっては、想定される单一故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。 ⑦ 【14条 9】</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、单一設計とする<u>残留熱除去系</u>（格納容器スプレイ冷却モード）のドライウェルスプレイ管及びサプレッションチャンバースプレイ管については、想定される最も過酷な单一故障の条件として、配管1箇所の全周破断を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。 ⑧ 【14条 10】</p> <p>ここで、单一故障時には、<u>残留熱除去系</u>1系統による格納容器スプレイ冷却モードは、スプレイ効果に期待できない状態となり、スプレイ液滴による除熱を考慮しないこと及び冷却水が破断箇所から落下してサプレッションチャンバのプール水に移</p>	<p>单一設計とする箇所の設計に当たっては、想定される单一故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。</p> <p>⑦ 【14条 9】</p> <p>また、重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、单一設計とする<u>格納容器スプレイ冷却系のスプレイ管（ドライウェルスプレイ管及びサプレッションチャンバースプレイ管）</u>については、想定される最も過酷な单一故障の条件として、配管1箇所の全周破断を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。 ⑨ (⑧重複)</p>		<p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、单一設計とする格納容器スプレイ冷却系のスプレイ管（ドライウェルスプレイ管及びサプレッションチャンバースプレイ管）については、想定される最も過酷な单一故障の条件として、配管1箇所の全周破断を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。 ⑩ (⑨重複)</p>	<p>設備設計の明確化 追加要求事項に伴う差異</p> <p>設備記載の適正化 (設備名称を工認要目表名称とした) 追加要求事項に伴う差異</p> <p>設備記載の適正化 追加要求事項に伴う差異</p>	<p>⑥a⑥c⑥d 引用元：P4</p> <p>放射線管理施設 2.2.1 中央制御室換気空調系 原子炉格納施設 3.3.1 非常用ガス処理系</p> <p>⑦引用元：P4</p> <p>原子炉格納施設 3.2.1 原子炉格納容器スプレイ冷却系</p> <p>同上</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第14条 安全設備】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■ ：前回提出時からの変更箇所
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
2 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるよう、施設しなければならない。 ⑩⑪⑫ 【解釈】 2 第2項の規定は、安全設備のほか、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会）」において規定される安全機能を有する構築物、系統及び機器についても適用するものとする。	(環境条件) 安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、屋外の天候による影響（凍結及び降水）、海水を通水する系統への影響、電磁的障害、周辺機器等からの悪影響及び原子炉冷却材の性状を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機	しないこと及び冷却水が破断箇所から落下してサプレッションチャンバーのプール水に移行することを想定する。このような場合においても、他の残留熱除去系1系統をサプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。 ⑨ 【14条11】	安全施設の設計条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。 ⑩a	行することを想定する。このような場合においても、他の残留熱除去系1系統をサプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。 ⑨ なお、単一設計とする非常用ガス処理系の配管の一部及びフィルタ装置並びに中央制御室換気空調系のダクトの一部及び再循環フィルタ装置については、保全計画に基づき劣化モードに対する適切な保守管理を実施し、故障の発生を低く抑える。 ◇	第3項について 安全施設の設計条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。 ◇(⑩a 重複)	基準要求への適合性を明確化 原子炉冷却系統施設（共通） 5.1.5 環境条件等

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第14条 安全設備】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比
【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）				■ 黄色：前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>3 第2項に規定する「想定される全ての環境条件」とは、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【14条 12】</p> <p>安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。⑩a 【14条 12】</p> <p>安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。⑩ 【14条 13】</p> <p>原子炉格納容器内の安全施設は、設計基準事故等時に想定される圧力、温度等に対して、格納容器スプレイ水による影響を考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【14条 25】</p> <p>原子炉格納容器内の安全施設は、設計基準事故等時に想定される圧力、温度等に対して、格納容器スプレイ水による影響を考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。⑩ 【14条 25】</p> <p>安全施設において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</p> <p>【14条 26】</p> <p>安全施設において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。⑩ 【14条 26】</p> <p>海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する</p>	<p>能を発揮できる設計とする。</p> <p>【14条 12】</p> <p>安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。⑩ 【14条 13】</p> <p>原子炉格納容器内の安全施設は、設計基準事故等時に想定される圧力、温度等に対して、格納容器スプレイ水による影響を考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。⑩ 【14条 25】</p> <p>安全施設において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</p> <p>【14条 26】</p> <p>海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する</p>	<p>能を発揮できる設計とする。</p> <p>⑩a 【14条 12】</p> <p>安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。⑩ 【14条 13】</p> <p>原子炉格納容器内の安全施設は、設計基準事故等時に想定される圧力、温度等に対して、格納容器スプレイ水による影響を考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。⑩ 【14条 25】</p> <p>安全施設において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</p> <p>⑩ 【14条 26】</p> <p>海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する</p>	<p>全性及び能力を確認するために、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。⑩</p>		<p>基準要求への適合性を明確化</p>	<p>⑩a 引用元：P7</p> <p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.1.5 環境条件等</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第14条 安全設備】

赤色	様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>
青色	設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	・様式-1への展開表（補足説明資料）
茶色	設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
緑色	技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	
紫色	基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	
		■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	又は海で使用する安全施設は、耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。 【14条14】	又は海で使用する安全施設は、耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。 ⑩ 【14条14】				
	電磁的障害に対しては、安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。 【14条15】	電磁的障害に対しては、安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。 ⑩ 【14条15】			基準要求への適合性を明確化	原子炉冷却系統施設（共通） 5.1.5 環境条件等
	安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれのある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。 【14条16】	安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれのある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。 ⑩ 【14条16】			基準要求への適合性を明確化	同上
	安全施設の設置場所は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支	安全施設の設置場所は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支			基準要求への適合性を明確化	同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第14条 安全設備】

赤色	様式-6 に関する記載 (付番及び下線)	【〇〇条〇〇】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色	設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色	設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	・様式-1への展開表 (補足説明資料)
緑色	技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
紫色	基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	■ ■ ■ : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>【14条17】</p> <p>原子炉冷却材を内包する安全施設は、水質管理基準を定めて水質を管理することにより異物の発生を防止する設計とする。</p> <p>安全施設は、系統外部から異物が流入する可能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、その機能を有効に發揮できる設計とする。</p> <p>【14条18】</p> <p>なお、配管内円柱状構造物が流体振動により破損物として冷却材に流入するとの評価に当たっては、日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針 (JSME S012)」を適用すること。^⑪</p> <p>4 第2項について、安全設備のうち供用期間中において</p>	<p>障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>⑩ 【14条17】</p> <p>原子炉冷却材を内包する安全施設は、水質管理基準を定めて水質を管理することにより異物の発生を防止する設計とする。</p> <p>安全施設は、系統外部から異物が流入する可能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、その機能を有効に發揮できる設計とする。</p> <p>⑩ 【14条18】</p> <p>中性子照射脆化の影響を受ける原子炉圧力容器にあ</p>			<p>基準要求への適合性を明確化</p> <p>配管円柱物の流体振動評価は第19条に記載</p> <p>基準要求への適合性を明確化</p>	<p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.1.5 環境条件等</p> <p>原子炉本体 2.1 原子炉圧力容器本体</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第14条 安全設備】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
て中性子照射脆化の影響を受ける原子炉圧力容器にあっては、日本電気協会「原子力発電所用機器に対する破壊非性の確認試験方法」（JEAC4206-2007）に基づき、適切な破壊じん性を有する設計とする。 【14条19】	っては、日本電気協会「原子力発電所用機器に対する破壊非性の確認試験方法」（JEAC4206-2006）に基づき、適切な破壊じん性を有する設計とする。 ⑫ 【14条19】	原子炉圧力容器については、原子炉圧力容器の脆性破壊を防止するため、中性子照射脆化の影響を考慮した最低試験温度を確認し、適切な破壊じん性を維持できるよう、原子炉冷却材温度及び圧力の制限範囲を設定することを保安規定に定めて管理する。 【14条20】	原子炉圧力容器については、原子炉圧力容器の脆性破壊を防止するため、中性子照射脆化の影響を考慮した最低試験温度を確認し、適切な破壊じん性を維持できるよう、原子炉冷却材温度及び圧力の制限範囲を設定することを保安規定に定めて管理する。 ⑬ 【14条20】	へ 計測制御系統施設の構造及び設備 (5) その他の主要な事項 (x) 計装用圧縮空気系	6. 計測制御系統施設 6.9 圧縮空気系 6.9.1 概要 計装用圧縮空気系は、圧縮機、空気だめ、除湿装置等で構成する。本系統により圧縮空気を供給される機器は、空気作動の弁、流量制御器等である。⑭a 計装用圧縮空気系の圧縮機が故障した場合でも、所内用圧縮空気系の圧縮機によって、計装用圧縮空気系に圧縮空気を供給できる設計とする。 ⑭c	運用担保事項の明確化 原子炉冷却系統施設（共通） 5.2.1 材料について
発電用原子炉の運転に必要な圧縮空気を供給する制御用空気設備として、計装用圧縮空気系を設ける。 【14条21】	発電用原子炉の運転に必要な圧縮空気を供給する制御用空気設備として、計装用圧縮空気系を設ける。 ⑮a 【14条21】	計装用圧縮空気系は、計装用圧縮空気系空気圧縮機、計装用圧縮空気系空気	計装用圧縮空気系は、計装用圧縮空気系空気圧縮機、計装用圧縮空気系空気	計測制御系統施設の構造及び設備 (5) その他の主要な事項 (x) 計装用圧縮空気系	6. 計測制御系統施設 6.9 圧縮空気系 6.9.1 概要 計装用圧縮空気系は、計装用圧縮空気系と所内用圧縮空気系からなっており、原子炉の運転に必要な圧縮空気を供給する。⑮a ただし、通常運転中、格納容器内は窒素ガスに置換されているため、格納容器内の空気作動弁については窒素を供給し、圧縮空気はパック・アップとして供給する。⑯ なお、空気作動弁は、フェイル・セイフの設計を採用し、かつ安全上重要な計装	設備記載の適正化 (機器名称を工認要目表名称とした) 設置許可との整合のため、計装用圧縮空気系の設計方針を記載 設備記載の適正化 (機器名称を工認要目表名称とした)
計装用圧縮空気系は、計装用圧縮空気系空気圧縮機、計装用圧縮空気系空気						同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第 14 条 安全設備】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■ ：前回提出時からの変更箇所
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>（「日本電気協会規格「原子炉構造材の監視試験方法」（JEAC4201-2007）及び「原子力発電所用機器に対する破壊非性の確認試験方法」（JEAC 4206-2007）に関する技術評価書」（平成21年8月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）、「日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法（JEAC 4201-2007）[2010年追補版]」に関する技術評価書」（平成23年5月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）及び「日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法（JEAC4201-2007）[2013年追補版]」に関する技術評価書」（原規技発1510073号（平成27年10月7日原子力規制委員会決定））⑫⑬</p>	<p>貯槽、除湿装置等で構成し、空気作動の弁、流量制御器等に圧縮空気を供給する設計とする。 【14条22】</p> <p>計装用圧縮空気系空気圧縮機が故障した場合でも、所内用圧縮空気系空気圧縮機によって、計装用圧縮空気系に圧縮空気を供給できる設計とする。 【14条23】</p> <p>所内用圧縮空気系は、所内用圧縮空気系空気圧縮機、所内用圧縮空気系空気貯槽等で構成し、空気貯槽を経て各負荷先へ圧縮空気を供給できる設計とする。 【14条24】</p>	<p>貯槽、除湿装置等で構成し、空気作動の弁、流量制御器等に圧縮空気を供給する設計とする。 ⑭b 【14条22】</p> <p>計装用圧縮空気系空気圧縮機が故障した場合でも、所内用圧縮空気系空気圧縮機によって、計装用圧縮空気系に圧縮空気を供給できる設計とする。 ⑭c 【14条23】</p> <p>所内用圧縮空気系は、<u>所内用圧縮空気系空気圧縮機</u>、<u>所内用圧縮空気系空気貯槽</u>等で構成し、空気<u>貯槽</u>を経て各負荷先へ圧縮空気を供給できる設計とする。 ⑭d 【14条24】</p>	<p>（x i）所内用圧縮空気系</p> <p><u>所内用圧縮空気系は、圧縮機、空気だめ等で構成する。</u>空気だめを経て供給される<u>圧縮空気</u>は、ろ過装置の逆洗、ほう酸水注入系貯蔵タンクの攪拌等に用いられる。⑭d</p>	<p>は空気式を採用しないので万一、計装用の空気が喪失しても安全上の支障はない。⑮</p> <p>6.9.2 設計方針</p> <p>(1) 計装用圧縮空気系は、空気圧縮機が故障した場合にも、10分間は計装機器に必要な圧縮空気が供給できるようとする。⑯</p> <p>(2) 計装用圧縮空気系の空気圧縮機が故障した場合でも、所内用圧縮空気系の空気圧縮機によって、圧縮空気を供給できるようにする。⑰(⑭c 重複)</p> <p>(3) 計装用圧縮空気系は、オイルレス圧縮機により、加圧された清浄な乾燥した空気を供給する。⑯</p>	<p>設備記載の適正化 (機器名称を工認要目表名称とした)</p> <p>設置許可との整合のため、計装用圧縮空気系の設計方針を記載</p> <p>設備記載の適正化 設置許可との整合のため、所内用圧縮空気系の設計方針を記載</p>	<p>計測制御系統施設 5.1 計装用圧縮空気系</p> <p>同上</p>

【第14条 安全設備】

- : 該当なし
■ : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第14条 (安全設備)					
1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	多重性・多様性・独立性	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1	—	b, d
②	单一故障時の機能達成	同上	1	—	b, d
③	单一故障長期間の明確化	同上	1	1	b, d
④	单一設計とする静的機器の設計方針	同上	1	—	d
⑤	单一故障の修復性	同上	1	—	d
⑥	担保する補修期間	同上	1	—	d
⑦	補修性の確保	同上	1	—	d
⑧	单一故障時の安全機能の確保	同上	1	—	d
⑨	单一故障時の安全機能の代替	同上	1	—	d
⑩	環境条件	同上	2 3	2 3	d
⑪	流体振動評価	第19条において整理する内容であり、第19条に記載する。	2	3	—
⑫	脆性破壊の防止	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	2	4	n
⑬	原子炉圧力容器の破壊靭性確認	原子炉冷却材温度及び圧力の制限値については、保安規定で担保する旨を記載している。	2	4	—
⑭	制御用空気設備	設置許可との整合を鑑み記載している。	—	—	—
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—		
②	单一故障時の安全機能の確保	同上	—		
③	試験・検査の可能な設計	第15条に対する内容であり、本条文では記載しない。	—		
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—		
②	保守管理	設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しない。	—		
③	定義	基本設計方針に具体的な内容を記載するため記載しない。	—		
④	非常用所内電源	第45条に対する内容であり、本条文では記載しない。	—		
⑤	設備の補足的な記載	設備の補足的な記載であるため記載しない。	—		

【第14条 安全設備】

－：該当なし
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

4. 詳細な検討が必要な事項

No.	書類名
a	要目表
b	単線結線図
c	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
d	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
e	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
f	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
g	計測制御系統施設に係る機器（計測装置を除く。）の配置を明示した図面及び系統図
h	放射線管理施設に係る機器（放射線管理用計測装置を除く。）の配置を明示した図面及び系統図
i	原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
j	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
k	火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
l	浸水防護施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
m	構造図
n	原子炉（圧力）容器の脆性破壊防止に関する説明書
o	計測装置の構成に関する説明書、計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
p	流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書
q	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
r	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書